

外国人介護人材日本語学習支援業務委託 仕様書

1 委託業務名 外国人介護人材日本語学習支援業務委託

2 委託目的

将来的な介護人材不足の懸念を踏まえ、外国人介護人材（以下、「外国人材」という。）活用を促進する必要がある。外国人材の定着のためには、介護福祉士資格取得のための国家試験に合格し、在留資格「介護」を取得することが重要である。しかし、個別の受入れ事業所では、日本語や専門的知識の学習への支援が難しい。そのため、市全体で、外国人材の日本語学習及び介護福祉士国家試験対策の支援を行う必要がある。

以上から、豊田市（以下、「甲」という。）は、介護福祉士資格取得を目指した日本語学習支援を適切かつ効果的に実施するため、専門知識を有する受託者（以下、「乙」という。）に本業務を委託する。

3 委託期間 委託期間の開始日 ～ 令和8年3月31日

4 受講対象

以下の（ア）～（オ）全ての要件を満たす者とする。ただし、令和5年度から本講座を受講していた外国人材に限り、日本語能力試験の資格を有しない者であっても、引き続き受講を認めるものとする。

- （ア）市内介護サービス事業所に所属し、在留資格「特定技能1号」又は「技能実習」を持つ者
- （イ）日本の介護現場において1年以上の実務経験を有する者
- （ウ）本人に介護福祉士資格の国家試験の受験意向があり、令和7年度又は令和8年度に受験資格取得見込みの者
- （エ）日本語能力試験 JLPT の N3 レベル相当以上の資格を有する者
- （オ）本事業の講座の受講年数が令和7年4月1日現在で通算2年以下、かつ、本事業の講座受講中に介護福祉士国家試験を未受験の者
- （カ）講座開始月の前月末日（令和7年5月末日）までに入職している者（講座への途中参加は不可）

5 委託内容

（1）講座カリキュラムの作成

乙は、下表の主な学習内容に基づき、介護福祉士国家試験受験に向けたスケジュール・学習内容・目標とするレベル等を定めた日本語学習及び国家試験対策支援の講座カリキュラムを作成し、甲に提案、了解を得る。

【主な学習内容】

コース	内容
国家試験受験コース	・日本語学習（国家試験受験レベル、過去問等を用いた実践練習） ・介護福祉士国家試験対策支援（ガイダンス、模擬試験受験２回、自主学習補助等） ・原則、令和７年度に国家試験を受験
国家試験受験準備コース	・日本語学習（国家試験受験レベル、国家試験対策用教材等を用いた、試験問題に使われる語彙と表現及び専門分野の学習） ・原則、令和８年度に国家試験を受験

（２）業務担当責任者の配置

乙は、業務担当責任者を配置する。業務担当責任者が講師の選任や事業所との調整を実施することとする。

（３）講師の選定

乙は、以下の（ア）～（ウ）全ての要件を満たす者の中から、本講座の講師に適する者を２名（１コースにつき１名）選定し、事前に甲に協議を図った上で講師を選任する。

（ア）次のいずれか１つを有していること。

- ・日本語教育専攻卒業生または副専攻（２６単位）取得者
- ・日本語教師養成講座（４２０時間文化庁認定）修了者
- ・日本語教育能力検定（公益財団法人日本国際教育支援協会）合格者

（イ）原則、年間通じて講師を担当することができること。

（ウ）介護現場や介護福祉士国家試験で必要となる専門用語を理解し説明できる又は講座開始までに当該能力を身につける見込みがあること。

（４）受講者のコース分け

乙は、甲が提供する受講者の受講希望コース一覧を基に、講座開始前に事業所担当者や受講者からのヒアリング等により日本語能力の確認を行い、必要に応じてコース分けの調整を行う。１クラスの受講可能者数は原則８名を上限とする。

コース	備考
国家試験受験コース	・主に施設配置後３～４年目で国家試験受験年度 ・受講予定者数９名（開講クラス数：２クラス）
国家試験受験準備コース	・主に施設配置後２～３年目 ・受講予定者数１６名（開講クラス数：２クラス）

（５）教材の選定及び配布

乙は、講座で使用する教材をコースに応じて選定し、甲の了解を得る。教材は、公

益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）が EPA 介護福祉士候補者に配布するテキスト等を参考にする。なお、担当講師の教材は乙が用意し、一般に販売されている受講者の教材は、受講者の勤務する事業所に用意させることができる。乙が作成した受講者の教材（ただし、一般に販売されていないもの。）は、乙が用意する。

（６）年間スケジュールの作成及び調整

乙は、以下の（ア）及び（イ）に示す各コースの実施回数と授業時間に基づき、講師と調整のうえ、４月１１日までに年間スケジュールを作成し、甲の了解を得る。また、４月１８日までに受講予定者の勤務する事業所へ年間スケジュールを通知する。

乙は、毎月原則１５日までに翌月分の詳細な学習内容をコースごとに作成し、甲及び受講者の勤務する事業所に通知する。

（ア）国家試験受験コース

日本語学習講座と国家試験対策支援を令和７年６月から令和８年２月までの間で計２０回開講する。

- ・日本語学習講座……１クラス当たり１８回程度（月２回程度。実施曜日は固定すること。）、午後２時～５時の３時間を基本とする。
- ・国家試験対策支援…１クラス当たり２回程度（実施曜日は日本語学習講座と同じとすること。）、午後２時～５時の３時間を基本とする。
ただし、開催時間を分割して、日本語学習講座と同日に、この時間内で実施してもよい。

（イ）国家試験受験準備コース

- ・日本語学習講座……１クラス当たり２０回（令和７年６月から令和８年３月までの間で月２回程度。実施曜日は固定すること。）、午後２時～５時の３時間を基本とする。

（７）日本語学習講座及び国家試験対策支援の実施

乙は、以下のとおり講座を実施する。

① 開催形式

原則、オンライン授業での開催とするが、国家試験対策支援については、学習の効果を上げるため、一部を対面授業で開催することもできる。ただし、対面授業の実施回数は、最大２回までとする。

- ・日本語学習講座：インターネット回線の映像・音声通信（Zoom 等）を用いたオンライン授業
※３時間の授業中に通話が途切れることがないように、必要に応じて有料アカウント等を取得すること。なお、受講者の受講環境は各事業所が整備する。
- ・国家試験対策支援：対面授業又はオンライン授業
※対面授業は、２クラスを同時に開催可能。

② 実施場所（国家試験対策支援を対面で実施する場合）

豊田市役所内会議室

(8) 自主学習への助言

乙は、受講者の自主学習を促すため、日本語学習講座ごとに課題を出すなどし、各自で計画的に学習するよう助言を行う。

また、国家試験受験コースについては、上記に加え、配布した教材に沿って自主学習用に課題を出し、次回の講座内で解説を行う。

(9) 小テストの実施

乙は、日本語学習講座開始後 2 月に 1 回、各コースのレベルに応じた小テストを実施する。

(10) 学習状況の報告

乙は、毎授業終了後に甲及び受講者の勤務する事業所に対して、受講者の出欠状況・学習内容・講師の気づき・連絡事項等を記載した「授業報告書」を提出する。また、年 2 回、甲及び受講者の勤務する事業所に対して、受講者の個別の日本語能力や学習状況、小テストの結果等を記載した「学習状況報告書」を提出する。

(11) 次年度に向けた意向調査

乙は、甲が提供する法人一覧（約 110 法人）を基に、FAX 又は郵送で、市内の外国人材の雇用状況調査及び次年度受講希望調査を実施し、その結果を 12 月 26 日までに甲に報告する。なお、各調査には、以下の項目を含めることとする。

- ・外国人材雇用状況調査：在留資格（特定技能 1 号、技能実習）、各在留資格の人数等
- ・次年度受講希望者調査：参加希望コース、氏名、国籍、所属法人・事業所、入職年月日、在留資格、監理団体・送出機関又は登録支援機関、日本語能力レベル等

(12) 国家試験受験者の結果報告

乙は、受講者のうち、介護福祉士国家試験を受験した者に対してその結果を確認し、令和 8 年 3 月 28 日までに甲に報告する。

6 一括再委託の禁止

- (1) 乙は、業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) この業務における「主たる部分」とは、「5 委託内容」の総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (3) 乙は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、翻訳など当該業務の付随的・補助的業務にあたらな簡易な業務の再委託に当たっては、甲の承認を必要としない。
- (4) 乙は、6 (2) 及び 6 (3) に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により甲の承認を得なければならない。

- (5) 乙は、再委託先に対して本契約における乙の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

7 その他

- (1) 契約金額は、業務完了確認後に総額を支払うものとする。
- (2) 5 (4) について、契約後に受講者数に増減があった場合であっても、開講クラス数の変更は原則行わない。
- (3) 本業務で作成した資料の著作権（著作権法 27 条及び 28 条の権利を含む。）は甲に帰属するものとする。
- (4) この仕様書に定めるもののほか、上記の他に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。